

区分B（平成 27 年 4 月 1 日以降に申立てを行った方の場合）

申請→決定→請求→助成

後見等報酬助成の申請にあたってご注意いただきたい事項

（後見等報酬助成の申請時に被後見人等が死亡している場合）
※被後見人等の死亡により後見等は終了していますが、この説明では、便宜上、
成年後見人等の任にあった方を「成年後見人等」と呼びしています。

※必ず「申請書」とあわせてお読みください

申請書の提出前にもう
一度ご確認ください

- 1 申請者欄は成年後見人等の住所（事務所所在地）、氏名をお願いします。

※住所欄は登記されている住所・所在地をご記入ください。

※法人の場合は「法人名+代表○○○○」をお願いします。

「代表」の部分は法人ごとに様々な名称があると思いますので、登記されている名称にしてください。

- 2 申請事由欄は生活状況、収支状況及び助成が必要な理由をお書きください。

※生活保護受給世帯の場合は「生活保護受給世帯」とご記入ください。

※施設入所の場合は、入所先と入所期間をご記入ください。

※事由の最後に「○年○月○日死亡」とご記入ください。

- 3 添付書類につきましては、次の（１）（２）をお願いします。

（１）『財産目録』

（様式は家庭裁判所指定のもの）

（２）「生活保護受給証明書」または「住民税非課税証明書」

- 4 「同意書」によって3の（２）を省略することはできません。

- 5 申請書と添付書類をご提出いただくと、区で交付（不交付）決定をして通知書を送付いたします。その後の手続きについては、「注意事項 2（請求時）」をご覧ください。

〔お問合せ先〕

墨田区福祉部 地域福祉課 地域福祉担当
電話：03-5608-1163

